

○松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月26日

条例第58号

改正 平成30年3月23日条例第10号

令和3年3月25日条例第8号

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条―第32条の2）

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第33条―第43条）

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第44条―第49条）

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第50条―第53条）

第6章 雑則（第53条の2・第54条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、老人福祉法及び介護保険法（平成9年法律第123号）で使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り居宅における生活に復帰することを念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが

できるようにすることを旨とするものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

（構造設備の一般原則）

第4条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第5条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の資格要件）

第6条 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程

を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他施設の運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該特別養護老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該特別養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 特別養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該特別養護老人ホームにおいて当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

（記録の整備及び保存）

第10条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第11条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物については、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物について、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面設備

(6) 便所

(7) 医務室

(8) 調理室

(9) 介護職員室

(10) 看護職員室

(11) 機能訓練室

(12) 面談室

- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 直接外気に面して開放できるようにする部分の面積は、床面積の1/4以上とすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とするこ

と。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。

(7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(8) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める居室、静養室等については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあつては、2.7メートル以上）とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かない

ことができる。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(ア) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 入所者の数が30を超え50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上

(ウ) 入所者の数が50を超え130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3以上

(エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超える50又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。

3 前2項に定めるもののほか、特別養護老人ホームの職員の配置の基準は、規則で定める。

（サービス提供困難時の対応）

第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講

じなければならない。

(入退所)

第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居宅介護支援を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で定期的に協議して検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入所者の処遇に関する計画)

第15条 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境、入所者及びその家族の希望等を勘案し、当該入所者の同意を得て、当該入所者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第16条 特別養護老人ホームは、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じて、その処遇を適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の

行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

7 特別養護老人ホームは、行った処遇の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

（介護）

第17条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 特別養護老人ホームは、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

6 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第18条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第19条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第20条 特別養護老人ホームは、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜入所者のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、これらの者に代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第21条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第22条 特別養護老人ホームの医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第23条 特別養護老人ホームは、入所者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合において、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(施設長の業務)

第24条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の当該特別養護老人ホームの管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 特別養護老人ホームは、入所者に対し適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要

な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第26条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第28条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第29条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第30条 特別養護老人ホームは、処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けたとき

は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者への処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者への処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(通則)

第33条 ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室

に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、前章（第8条，第11条，第16条から第18条まで，第20条，第25条及び第26条を除く。）に定めるもののほか，この章の定めるところによる。

（基本方針）

第34条 ユニット型特別養護老人ホームは，入居者一人一人の意思及び人格を尊重し，入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき，その居宅における生活への復帰を念頭に置いて，入居前の居宅における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら，各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き，自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うとともに，市町村，老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは，入居者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（運営規程）

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種，数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) その他施設の運営に関する重要事項

(設備の基準)

第36条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物については、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物について、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第1号のユニットを除く。）の一部を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、及び当該ユニットの共同生活

室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 地階に設けてはならないこと。

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(キ) 直接外気に面して開放できるようにする部分の面積は、床面積の1/4以上とすること。

(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの入居者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定めるユニット又は浴室については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあっては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすることができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

(サービスの取扱方針)

第37条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入

居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 ユニット型特別養護老人ホームは、提供するサービスの質の評価を自ら行い、常にもその改善を図らなければならない。

（介護）

第38条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第39条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて可能な限り自立して食事をとることができるよう、必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第40条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、これらの者に代わって行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める基準に従い職員を配置しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第42条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(読替え)

第43条 ユニット型特別養護老人ホームについての第24条第2項の規定の適用については、同項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは、「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第32条の2まで、第35条及び第37条から第42条まで」とする。

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(通則)

第44条 地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、第2章（第11条，第12条，第17条及び第31条を除く。）に定めるもののほか，この章の定めるところによる。

（設備の基準）

第45条 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は，耐火建築物でなければならない。ただし，規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物については，準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず，規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物について，市長が，火災予防，消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは，当該建物は，耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 地域密着型特別養護老人ホームには，次に掲げる設備を設けなければならない。ただし，他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ，かつ，入所者の処遇に支障がないときは，次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面設備

(6) 便所

(7) 医務室

(8) 調理室

(9) 介護職員室

(10) 看護職員室

(11) 機能訓練室

(12) 面談室

(13) 洗濯室又は洗濯場

- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 直接外気に面して開放できるようにする部分の面積は、床面積の1/4以上とすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。ただし、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者

により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって本体施設が特別養護老人ホームであるものについては、医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けることで足りるものとする。

(7) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置が講じられているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

(8) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定める居室、静養室等については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(職員の配置の基準)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 1以上

(4) 介護職員又は看護職員

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、1以上とすること。

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた
相当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、同号の医師を置かないことができる。

4 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当する同項第3号及び第5号から第7号までの職員を置かないことができ

る。

- (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員，栄養士，機能訓練指導員又は調理員，事務員その他の職員
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員，栄養士，理学療法士若しくは作業療法士又は調理員，事務員その他の従業者
- (3) 介護医療院 栄養士又は調理員，事務員その他の従業者
- (4) 病院（病床数100以上のものに限る。） 栄養士
- (5) 診療所 事務員その他の従業者

5 前各項に定めるもののほか，地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準は，規則で定める。

（介護）

第47条 介護は，入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう，入所者の心身の状況に応じ，適切な技術をもって行われなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは，1週間に2回以上，適切な方法により，入所者を入浴させ，又は清拭しなければならない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは，入所者の心身の状況に応じ，適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行うほか，おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは，褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに，その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームは，入所者に対し，前各項に規定するもののほか，離床，着替え，整容等の介護を適切に行わなければならない。

6 地域密着型特別養護老人ホームは，常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 地域密着型特別養護老人ホームは，入所者に対し，その負担により，当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（地域との連携等）

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは，その運営に当たっては，入所者，入所者の家族，地域住民の代表者，市職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員，地域密着型特別養護老人ホームについて知

見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（読替え）

第49条 地域密着型特別養護老人ホームについての第24条第2項の規定の適用については、同項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは、「第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条、第32条の2、第47条及び第48条」とする。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

（通則）

第50条 第33条及び第44条の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第2章（第8条、第11条、第12条、第16条から第18条まで、第20条、第25条、第26条及び第31条を除く。）、第3章（第36条、第38条及び第43条を除く。）、第46条及び第48条に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（設備の基準）

第51条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない

ない。ただし、規則で定める要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物については、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物について、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次に掲げる設備（第1号のユニットを除く。）の一部を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

(6) 汚物処理室

(7) 介護材料室

(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、及び当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 地階に設けてはならないこと。

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

(オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(キ) 直接外気に面して開放できるようにする部分の面積は、床面積の1/4以上のこととする。

(ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとするほか、当該ユニットの入居者が交流し、及び共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(ア) 居室ごとに設け、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けることで足りるものとする。

(4) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置が講じられているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、規則で定めるユニット又は浴室については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(介護)

第52条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って日常生活における家事を行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、適切な方

法により排せつの自立について必要な支援を行うほか、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(読替え)

第53条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについての第24条第2項の規定の適用については、同項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは、「第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第35条、第37条、第39条から第42条まで、第48条及び第52条」とする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第53条の2 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又

は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（規則への委任）

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（設備の基準に関する経過措置）

2 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームであって、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号。以下「昭和62年改正省令」という。）附則第4条第1項（昭和62年改正省令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。付則第5項において「設備運営基準省令」という。）第18条第2項第16号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたもの（平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。）については、第11条第3項第14号、第36条第3項第6号、第45条第3項第14号及び第51条第3項第6号の規定は、当分の間、適用しない。

3 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（この条例の施行の日において建築中のものを含み、同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）について第11条第4項第1号ア及び第45条第4項第1号アの規定を適用する場合には、第11条第4項第1号ア及び第45条第4項第1号ア中「1人とする。ただし、入所者相互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。

4 前項の規定にかかわらず、平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。付則第6項において同じ。）について第11条第4項第1号ア及びウ並びに第45条第4項第1号ア及びウの規定を適用する場合には、第11条第4項第1号ア及び第45条第4項第1号ア中「1人とする。ただし、入所者相

互の視線の遮断その他の入所者のプライバシーの保護に配慮する措置が講じられていると認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、第11条第4項第1号ウ及び第45条第4項第1号ウ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等の面積を除き、4.95平方メートル」とする。

5 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームであって、昭和62年改正省令附則第4条第2項（設備運営基準省令第20条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。

6 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第11条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第45条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。

（ユニット型特別養護老人ホームに関する経過措置）

7 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号。以下「平成14年改正省令」という。）附則第3条第1項の規定により特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなされた特別養護老人ホームが、第12条及び第3章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を市長に申し出た場合は、当該特別養護老人ホームをユニット型特別養護老人ホームとみなす。

8 平成14年8月7日前から存する特別養護老人ホーム（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、第3章（第36条第4項第1号イ（ウ）を除く。）に規定する基準を満たすものについて同号イ（ウ）の規定を適用する場合においては、同号イ（ウ）中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

（一部ユニット型特別養護老人ホームに関する経過措置）

9 一部ユニット型特別養護老人ホーム（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）附則第

6条第1項に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであって、介護保険法第48条第1項第1号の指定を受けている介護老人福祉施設であるものをいう。以下同じ。)の浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運営上必要な設備については、ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がない場合は、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

10 第8条の規定にかかわらず、一部ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員
- (4) ユニット部分のユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) ユニット部分の入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (6) ユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

11 一部ユニット型特別養護老人ホーム(ユニット部分に限る。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第8条、第11条、第16条から第18条まで、第20条、第25条及び第26条の規定は適用せず、第3章(第33条、第35条及び第43条を除く。)の規定を準用する。

12 一部ユニット型特別養護老人ホームについての第24条第2項の規定の適用については、同項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは、「第9条、第10条、第13条から第32条まで、付則第10項及び付則第11項において準用する第37条から第42条まで」とする。

(病床の転換により開設した特別養護老人ホームの設備の基準に関する経過措置)

13 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限

る。以下同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について、令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂にあつては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあつては40平方メートル以上の面積を有することとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができることとする。

14 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について、令和6年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る食堂及び機能訓練室の基準は、第11条第4項第9号ア及び第45条第4項第9号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合することとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。

(2) 食堂にあつては1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室にあつては40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができる。

15 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について、令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは

療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。)をすることにより特別養護老人ホームを開設しようとする場合の当該転換に係る廊下の幅の基準は、第11条第6項第1号、第36条第6項第1号、第45条第6項第1号及び第51条第6項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上(中廊下にあつては、1.6メートル以上)とすることとする。

付 則 (平成30年3月23日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月25日条例第8号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第4条第3項及び第40条の2(新指定居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第180条の3、第187条、第203条、第236条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合並びに第247条第1項において読み替えて適用される場合を含む。)、第2条の規定による改正後の松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第4条第3項及び第55条の10の2(新指定介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条、第164条の3、第171条、第181条、第217条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合並びに第234条第1項において読み替えて適用される場合を含む。)、第3条の規定による改正後の松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。)第4条第3項及び第41条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第60条、第60

条の2, 第60条の20の3, 第81条, 第109条, 第129条, 第150条, 第180条, 第192条及び第205条において準用する場合を含む。), 第4条の規定による改正後の松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)

第4条第3項及び第38条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。), 第5条の規定による改正後の松山市指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)

第4条第4項, 第41条の2及び第45条第3項, 第6条の規定による改正後の松山市介護老人保健施設の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)

第3条第4項, 第40条の2及び第44条第3項, 第7条の規定による改正後の松山市指定介護療養型医療施設の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。)

第3条第4項, 第39条の2及び第43条第3項, 第8条の規定による改正後の松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)

第3条第4項及び第30条の2, 第9条の規定による改正後の松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)

第3条第5項, 第32条の2及び第34条第3項, 第10条の規定による改正後の松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)

第3条第4項, 第34条の2及び付則第6項, 第11条の規定による改正後の松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)

第4条第5項及び第30条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。), 第12条の規定による改正後の松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)

第4条第5項及び第29条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)

並びに第14条の規定による改正後の松山市介護医療院の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)

第2条第4項, 第40条の2(新介護医療

院基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第30条(新指定居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。)、第57条(新指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。)、第77条、第87条、第96条、第107条(新指定居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。)、第143条、第164条(新指定居宅サービス等基準条例第180条の3及び第187条において準用する場合を含む。)、第177条、第200条、第212条、第231条、第244条及び第256条(新指定居宅サービス等基準条例第264条及び第275条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第55条(新指定介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。)、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条(新指定介護予防サービス等基準条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。)、第156条、第178条、第193条、第212条、第231条及び第242条(新指定介護予防サービス等基準条例第253条及び第262条において準用する場合を含む。)、新指定地域密着型サービス基準条例第32条、第56条、第60条の12(新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(新指定地域密着型サービス基準条例第205条において準用する場合を含む。)、第123条、第146条、第170条及び第189条、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条、第58条及び第81条、新指定介護老人福祉施設基準条例第29条及び第51条、新介護老人保健施設基準条例第29条及び第50条、新指定介護療養型医療施設基準条例第28条及び第51条、新養護老人ホーム基準条例第8条、新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条、新軽費老人ホーム基準条例第8条、新指定居宅介護支援等基準条例第21条(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第20条(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第32条の2(新指定居宅サービス等基準条例第42条の3, 第47条, 第59条, 第63条, 第79条, 第89条, 第98条, 第113条, 第115条, 第135条, 第146条, 第168条, 第180条の3, 第187条, 第203条, 第236条, 第262条, 第264条及び第275条において準用する場合並びに第247条第1項において読み替えて適用される場合を含む。), 新指定介護予防サービス等基準条例第55条の2の2(新指定介護予防サービス等基準条例第63条, 第75条, 第85条, 第94条, 第124条, 第143条, 第164条の3, 第171条, 第181条, 第217条, 第248条, 第253条及び第262条において準用する場合並びに第234条第1項において読み替えて適用される場合を含む。), 新指定地域密着型サービス基準条例第33条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第60条, 第60条の20, 第60条の20の3, 第81条, 第109条, 第129条, 第150条, 第180条, 第192条及び第205条において準用する場合を含む。), 新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。), 新指定介護老人福祉施設基準条例第30条の2, 新介護老人保健施設基準条例第30条の2, 新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2, 新養護老人ホーム基準条例第24条の2, 新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2, 新軽費老人ホーム基準条例第25条の2, 新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。), 新指定介護予防支援等基準条例第21条の2(新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準条例第30条の2(新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については, これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と, 「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と, 「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第57条の2第3項(新指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。), 第108条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第115条, 第135

条，第146条，第168条，第180条の3，第187条及び第203条において準用する場合を含む。），第178条第4項，第213条第4項及び第232条第4項，新指定介護予防サービス等基準条例第55の2第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第121条の2第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第143条，第164条の3，第171条及び第181条において準用する場合を含む。），第157条第4項，第194条第4項及び第213条第4項，新指定地域密着型サービス基準条例第60条の13第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3，第81条，第109条及び第205条において準用する場合並びに第60条の38において読み替えて適用される場合を含む。），第124条第3項，第147条第4項，第171条第3項及び第190条第4項，新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項，新指定介護老人福祉施設基準条例第30条第3項及び第52条第4項，新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第51条第4項，新指定介護療養型医療施設基準条例第29条第3項及び第52条第4項，新養護老人ホーム基準条例第24条第3項，新特別養護老人ホーム基準条例第25条第3項及び第41条第4項，新軽費老人ホーム基準条例第25条第3項並びに新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは，「講じるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

- 6 この条例の施行の日以後，当分の間，新指定介護老人福祉施設基準条例第46条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は，新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア及び第52条第2項の基準を満たすほか，ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 前項の規定は，新指定居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号ア（イ），新指定介護予防サービス等基準条例第154条第6項第1号ア（イ），新指定地域密着型サービス基準条例第183条第1項第1号ア（イ），新指定介護療養型医療施設基準条例第44条第2項第1号ア（イ），第45条第2項第1号ア（イ）及び第46条第2項

第1号ア（イ）並びに新特別養護老人ホーム基準条例第36条第4項第1号ア（イ）及び第51条第4項第1号ア（イ）の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新指定居宅サービス等基準条例第171条第6項第1号ア（イ）	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新指定居宅サービス等基準条例第148条第1項第3号
	第52条第2項	第178条第2項
新指定介護予防サービス等基準条例第154条第6項第1号ア（イ）	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項第3号
	第52条第2項	第157条第2項
新指定地域密着型サービス基準条例第183条第1項第1号ア（イ）	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新指定地域密着型サービス基準条例第153条第1項第3号ア
	第52条第2項	第190条第2項
新指定介護療養型医	入所定員	入院患者の定員

療施設基準条例第44条第2項第1号ア (イ), 第45条第2項第1号ア(イ)及び第46条第2項第1号ア(イ)	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新指定介護療養型医療施設基準条例第4条第1項第2号及び第3号, 第2項第2号及び第3号並びに第3項第2号及び第3号, 付則第2項第2号, 付則第3項, 付則第5項並びに付則第6項第2号及び第3号
	第52条第2項	第52条第2項
新特別養護老人ホーム基準条例第36条第4項第1号ア(イ)及び第51条第4項第1号ア(イ)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第5条第1項第3号ア	新特別養護老人ホーム基準条例第12条第1項第4号ア
	第52条第2項	第41条第2項

8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、第1条の規定による改正前の松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第171条第6項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）、第2条の規定による改正前の松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第154条第6項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）、第3条の規定による改正前の松山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第183条第1項第1号ア（ウ）b、第5条の規定による改正前の松山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第46条第1項第1号ア（ウ）b、第7条の規定による改正前の松山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第44条第2項第1号ア（ウ）b、第45条第2項第1号ア（ウ）

b及び第46条第2項第1号ア（ウ）b並びに第9条の規定による改正前の松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第4項第1号ア（エ）b及び第51条第4項第1号ア（エ）bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。